

# 第36期 定時株主総会 招集ご通知

＜新型コロナウイルスによる感染症予防に関するお知らせ＞

株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での新型コロナウイルスによる感染症の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。書面による事前の議決権行使もご活用ください。  
また、株主総会会場においては、株主様の安全に配慮したマスクの着用など感染防止のための措置へご協力をお願いする場合がございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 開催日時

2021年6月22日（火曜日） 午前10時

## 議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

## 開催場所

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
東京オペラシティタワー 7階 第2会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

## 目 次

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第36期定時株主総会招集ご通知 | 1  |
| 株主総会参考書類        | 3  |
| （提供書面）          |    |
| 事業報告            | 26 |
| 連結計算書類          | 45 |
| 計算書類            | 48 |
| 監査報告            | 51 |

株 主 各 位

証券コード 2162  
2021年6月4日  
東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
**nms** ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 小 野 文 明

## 第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、本総会につきましては、極力書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、書面による事前の議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2021年6月21日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送お願い申し上げます。

敬 具

### 記

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |                                                                                                                              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 日 時</b>            | 2021年6月22日（火曜日）午前10時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |             |                                                                                                                              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>2 場 所</b>            | 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号<br>東京オペラシティタワー 7階 第2会議室<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |             |                                                                                                                              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>3 目的事項</b>           | <table><tr><td><b>報告事項</b></td><td>1. 第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）<br/>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br/>2. 第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）<br/>計算書類報告の件</td></tr><tr><td><b>決議事項</b></td><td><b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件<br/><b>第2号議案</b> 定款一部変更の件<br/><b>第3号議案</b> 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件<br/><b>第4号議案</b> 監査等委員である取締役3名選任の件<br/><b>第5号議案</b> 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件<br/><b>第6号議案</b> 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件<br/><b>第7号議案</b> 監査等委員である取締役の報酬額決定の件<br/><b>第8号議案</b> 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する議渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</td></tr></table> | <b>報告事項</b> | 1. 第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）<br>計算書類報告の件 | <b>決議事項</b> | <b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件<br><b>第2号議案</b> 定款一部変更の件<br><b>第3号議案</b> 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件<br><b>第4号議案</b> 監査等委員である取締役3名選任の件<br><b>第5号議案</b> 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件<br><b>第6号議案</b> 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件<br><b>第7号議案</b> 監査等委員である取締役の報酬額決定の件<br><b>第8号議案</b> 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する議渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
| <b>報告事項</b>             | 1. 第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）<br>計算書類報告の件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |             |                                                                                                                              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>決議事項</b>             | <b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件<br><b>第2号議案</b> 定款一部変更の件<br><b>第3号議案</b> 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件<br><b>第4号議案</b> 監査等委員である取締役3名選任の件<br><b>第5号議案</b> 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件<br><b>第6号議案</b> 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件<br><b>第7号議案</b> 監査等委員である取締役の報酬額決定の件<br><b>第8号議案</b> 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する議渡制限付株式の付与のための報酬決定の件                                                                                                                                                                                                                                  |             |                                                                                                                              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>4 議決権の行使についてのご案内</b> | 2ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |                                                                                                                              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

以 上

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.n-ms.co.jp>）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載していません。
    - ① 会計監査人の状況 ② 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 ③ 連結注記表 ④ 個別注記表
  - したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
(ご捺印は不要です。)



株主総会  
開催日時

2021年6月22日(火曜日)  
午前10時

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。  
(下記の行使期限までに到着するようにご返送ください。)



行使期限

2021年6月21日(月曜日)  
午後6時 到着分まで



## 議決権行使書のご記入方法

議決権行使書  
nms ホールディングス株式会社 御中

株主総会日 議決権の数  
●●●●年●月●日 第●号議案

(ご注意)  
当社は、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成とみなすものとさせていただきます。

見本

| 議案    | 賛成 | 反対 |
|-------|----|----|
| 第1号議案 | 賛  | 否  |
| 第2号議案 | 賛  | 否  |
| 第3号議案 | 賛  | 否  |
| 第4号議案 | 賛  | 否  |
| 第5号議案 | 賛  | 否  |
| 第6号議案 | 賛  | 否  |
| 第7号議案 | 賛  | 否  |
| 第8号議案 | 賛  | 否  |

株主 第●号議案

nms ホールディングス株式会社

こちらに各議案の賛否  
をご記入ください。

| 議案    | 賛成 | 反対 |
|-------|----|----|
| 第1号議案 | 賛  | 否  |
| 第2号議案 | 賛  | 否  |
| 第3号議案 | 賛  | 否  |
| 第4号議案 | 賛  | 否  |
| 第5号議案 | 賛  | 否  |
| 第6号議案 | 賛  | 否  |
| 第7号議案 | 賛  | 否  |
| 第8号議案 | 賛  | 否  |

第3、4号議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印

全員反対の場合 → 否 に○印

一部候補者に反対の場合 → 賛 に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

# 株主総会参考書類

第1号議案

## 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を経営の重要な使命であると認識しつつ、一方で企業成長を実現するための事業戦略の展開に備え、適正な資金量を内部留保することも重要であると考えており、株主還元と内部留保のバランスに留意しながら、期末配当の年1回の剰余金の配当を実施することを配当政策の基本方針に据えております。

上記基本方針に則り、当期期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

### 期末配当に関する事項

|                                |                                           |
|--------------------------------|-------------------------------------------|
| (1) 配当財産の種類                    | 金銭といたします。                                 |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式 1株につき金 4円00銭<br>配当総額 金 66,644,964円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日             | 2021年6月23日(水曜日)                           |

## 第2号議案

## 定款一部変更の件

## (1) 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                              | 変更案                                                |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条～第4条 <条文の省略>         | 第1章 総則<br>第1条～第4条 <現行通り>                           |
| 第2章 株式<br>第5条～第11条 <条文の省略>        | 第2章 株式<br>第5条～第11条 <現行通り>                          |
| 第3章 株主総会<br>第12条～第17条 <条文の省略>     | 第3章 株主総会<br>第12条～第17条 <現行通り>                       |
| 第4章 取締役及び取締役会<br>第18条 <条文の省略>     | 第4章 取締役及び取締役会<br>第18条 <現行通り>                       |
| (取締役の員数)<br>第19条 当会社の取締役は5名以内とする。 | (取締役の員数)<br>第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役は除く。)は5名以内とする。 |
| (新 設)                             | <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u>                 |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2、3                   &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新     設)</p> <p style="text-align: center;">(新     設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2.                   &lt;条文の省略&gt;</p> | <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、<u>監査等委員ではない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2、3                   &lt;現行通り&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員ではない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、<u>取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。</u></p> <p>2.                   &lt;現行どおり&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                                                                                                                        | <p>3. 取締役会の決議により、監査等委員ではない取締役の中から取締役社長1名及び、必要に応じて取締役会長1名並びに、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                                                                                                 |
| <p>第23条                    &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員及び監査役全員の同意があるときは、招集手続きを省略して取締役会を開くことができる。</p> | <p>第23条                    &lt;現行通り&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集手続きを省略して取締役会を開くことができる。</p> |
| <p>第25条                    &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(取締役会の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>                                  | <p>第25条                    &lt;現行通り&gt;</p> <p>(取締役会の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>                                                |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条           &lt;条文の省略&gt;</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第30条から第31条   &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(新    設)</p> | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員ではない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条           &lt;現行通り&gt;</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第30条から第31条   &lt;現行通り&gt;</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第32条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u><br/>(<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p> <p>第32条 当社は<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第33条 当社の<u>監査役</u>は、4名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第34条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役の選定)</u></p> <p>第36条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> | <p>第5章 <u>監査等委員及び監査等委員会</u><br/>(<u>監査等委員会の設置</u>)</p> <p>第33条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(常勤の監査等委員の選定)</u></p> <p>第34条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。</p> <p>ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p><br><p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に特段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p><br><p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p><br><p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の2日前までに発するものとする。</p> <p>ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p><br><p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p><br><p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p><br><p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条から第44条 &lt;条文の省略&gt;</p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条から第41条 &lt;現行通り&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第46条から第49条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(新 設)</p> | <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第43条から第46条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>附則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第36期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第36期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u></p> |

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

|       |                    |                                                |
|-------|--------------------|------------------------------------------------|
| 候補者番号 | おのふみあき             | 所有する当社の株式数… 3,596,000株<br>取締役会出席状況…………… 17/17回 |
| 1     | 小野 文明 (1959年2月1日生) |                                                |

| 再任 | [略歴、当社における地位及び担当]                                          |                                          |
|----|------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
|    | 1996年 5月 テクノブレイン株式会社 入社                                    | 2011年 8月 株式会社テーケイアール(現 株式会社TKR) 取締役(現任)  |
|    | 1997年 7月 同社 取締役                                            | 2015年 7月 パワーサプライテクノロジー株式会社 取締役(現任)       |
|    | 1999年 10月 テスコ・テクノブレイン株式会社 取締役                              | 2019年 6月 日本マニファクチャリングサービス株式会社 取締役        |
|    | 2002年 4月 日本マニファクチャリングサービス株式会社(現 nmsホールディングス株式会社) 代表取締役(現任) | 2019年 12月 日本マニファクチャリングサービス株式会社 代表取締役(現任) |

[重要な兼職の状況]

日本マニファクチャリングサービス 代表取締役  
株式会社TKR 取締役  
パワーサプライテクノロジー株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

小野文明氏は、当社の代表取締役として当社グループの経営を担っており、企業集団としての成長に導いた強力なリーダーシップと決断力でグループを牽引してきた実績と豊富な職務経験に基づく見識は、今後の当社グループの持続的な成長と推進に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

こ う の と し こ  
**河 野 寿 子** (1965年 2月24日生)

所有する当社の株式数… 5,000株  
取締役会出席状況………… 17/17回

**再 任**

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1985年 4月 日立金属株式会社 入社  
2012年 4月 同社 コミュニケーション室IR・社内広報  
グループ長 兼 ブランド企画グループ長  
兼 メディア広報グループ長  
2015年 8月 同社 コミュニケーション部長 兼 人事  
総務本部ダイバーシティ推進部長  
2016年 10月 日本マニファクチャリングサービス  
株式会社 (現 nmsホールディングス株式  
会社) 入社 広報・IR室長  
2018年 1月 当社 コーポレート本部長 兼 広報・IR部長  
2018年 6月 当社 取締役 兼 コーポレート本部長  
兼 広報・IR部長

2018年 6月 パワーサプライテクノロジー株式会社  
取締役 (現任)  
2020年 5月 当社 取締役 兼 コーポレート本部長  
兼 企画部長 兼 広報・IR部長  
2020年 6月 当社 常務取締役 コーポレート本部長  
兼 企画部長 兼 広報・IR部長 (現任)  
2020年 6月 株式会社テーケアール (現 株式会社  
TKR) 取締役 (現任)  
2020年 7月 株式会社志摩電子工業 取締役 (現任)

**【重要な兼職の状況】**

株式会社TKR 取締役  
パワーサプライテクノロジー株式会社 取締役

株式会社志摩電子工業 取締役

**取締役候補者とした理由**

河野寿子氏は、管理部門全般における豊富な経験と見識を有しており、当社グループ経営の推進に不可欠な管理部門の強化において適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

|               |              |             |        |
|---------------|--------------|-------------|--------|
| 候補者番号         | お　お　た　　さ　と　し | 所有する当社の株式数… | 0株     |
| 3             | 太田　　聡        | 取締役会出席状況…   | 13/13回 |
| (1960年4月15日生) |              |             |        |

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

|          |                                                          |          |                                             |
|----------|----------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------------|
| 1983年 4月 | ソニー株式会社 入社                                               | 2015年 9月 | 株式会社TKR 取締役                                 |
| 1996年 6月 | Sony Electronics Inc.<br>ゼネラルマネージャー                      | 2017年 4月 | 株式会社TKR 代表取締役(現任)                           |
| 2005年 9月 | ソニーイーエムシーエス株式会社<br>ストレージソリューション部長                        | 2018年12月 | TKR USA, Inc. President & CEO(現任)           |
| 2013年 4月 | 株式会社テーケイアール(現 株式会社TKR) 入社                                | 2019年 4月 | TKR de México S.A. de C.V.<br>President(現任) |
| 2014年 1月 | TKR MANUFACTURING (MALAYSIA) SDN. BHD. Managing Director | 2020年 3月 | パワーサプライテクノロジー株式会社<br>取締役(現任)                |
| 2014年 1月 | TKR PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD. Managing Director     | 2020年 6月 | 当社 取締役(現任)                                  |

【重要な兼職の状況】

|                               |                                      |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| 株式会社TKR 代表取締役                 | TKR de México S.A. de C.V. President |
| TKR USA, Inc. President & CEO | パワーサプライテクノロジー株式会社 取締役                |

取締役候補者とした理由

太田聡氏は、当社グループにおけるエレクトロニクスマニュファクチャリングサービス事業に係る業務に従事し、海外を含む豊富な業務経験と製造業及び会社経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としております。

|               |                     |             |        |
|---------------|---------------------|-------------|--------|
| 候補者番号         | わ　た　な　べ　　か　　ず　　ひ　　ろ | 所有する当社の株式数… | 0株     |
| 4             | 渡　辺　　一　博            | 取締役会出席状況…   | 13/13回 |
| (1962年6月18日生) |                     |             |        |

|                                                                                          |                   |                                                                                            |          |                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------|
| 再 任                                                                                      | 【略歴、当社における地位及び担当】 |                                                                                            |          |                                                          |
|                                                                                          | 1985年 4月          | 松下電器産業株式会社 入社                                                                              | 2018年 5月 | パワーサプライテクノロジー株式会社 入社                                     |
|                                                                                          | 2016年 4月          | パナソニック株式会社 AISカンパニー<br>カンパニー戦略室人事戦略部人事総括<br>兼 インダストリアル事業人事総括 兼<br>メカトロニクス事業部人事総務センター<br>所長 | 2019年 3月 | 理事 事業企画担当 兼 人事総務部長<br>株式会社テーケイアール（現 株式会社<br>TKR） 取締役（現任） |
|                                                                                          | 2017年 4月          | パナソニック株式会社 AISカンパニー メカトロ<br>ニクス事業部経営戦略総括 兼 融合プロジェクト<br>推進室室長 兼 インダストリアル事業人事総括              | 2019年 3月 | パワーサプライテクノロジー株式会社<br>代表取締役副社長                            |
|                                                                                          |                   |                                                                                            | 2019年 6月 | 株式会社志摩電子工業 取締役（現任）                                       |
|                                                                                          |                   |                                                                                            | 2020年 3月 | パワーサプライテクノロジー株式会社<br>代表取締役会長（現任）                         |
|                                                                                          |                   |                                                                                            | 2020年 6月 | 当社 取締役（現任）                                               |
|                                                                                          | 【重要な兼職の状況】        |                                                                                            |          |                                                          |
| パワーサプライテクノロジー株式会社 代表取締役<br>株式会社TKR 取締役                                                   |                   | 株式会社志摩電子工業 取締役                                                                             |          |                                                          |
| 取締役候補者とした理由                                                                              |                   |                                                                                            |          |                                                          |
| 渡辺一博氏は、当社グループにおけるパワーサプライ事業に係る業務に従事し、豊富な業務経験と製造業及び会社経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としております。 |                   |                                                                                            |          |                                                          |

候補者番号

5

な か む ら と お る

中村 亨

(1968年10月25日生)

所有する当社の株式数…

50,000株

取締役会出席状況…

16/17回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

|          |                                    |          |                                                        |
|----------|------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------|
| 1993年10月 | 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入社        | 2003年 6月 | 日本マニファクチャリングサービス株式会社(現 nmsホールディングス株式会社) 監査役(2005年6月退任) |
| 1996年 4月 | 公認会計士登録                            | 2005年 9月 | 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング 代表取締役(現任)                  |
| 2000年 8月 | 株式会社エスネットワークス 取締役副社長               | 2009年11月 | 株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A 代表取締役(現任)                       |
| 2002年 9月 | 中村公認会計士事務所(現 日本クレアス税理士法人) 代表社員(現任) | 2016年 6月 | 当社 社外取締役(現任)                                           |

【重要な兼職の状況】

日本クレアス税理士法人 代表社員  
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング 代表取締役  
株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中村亨氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、企業経営にも精通しており、当社のグローバル化をはじめ、経営全般に対する助言を期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。

- (注) 1. 取締役候補者小野文明氏と当社との間には、金銭の貸付による取引関係があります。  
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 中村亨氏は社外取締役候補者であります。  
4. 当社は、中村亨氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。  
5. 当社は、中村亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。  
6. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約にかかる保険料は、全額当社が負担しております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

ねもと 根本 豊

(1956年7月27日生)

所有する当社の株式数…

0株

新任

[略歴、当社における地位]

1980年 4月

日本電気株式会社 入社

1989年 7月

NEC Electronics France S.A.出向

2004年 7月

日本電気株式会社 経営監査本部  
シニアマネージャー

2011年 8月

NECエンベデットプロダクツ株式会社  
常勤監査役

2018年 6月

当社 常勤社外監査役(現任)

2018年 6月

日本マニファクチャリングサービス株式会社 監査役(現任)

2018年 6月

株式会社テーケーアール(現 株式会社TKR) 監査役(現任)

2018年 6月

北京日華材創国際技術服務有限公司  
監事(現任)

2019年 3月

パワーサプライテクノロジー株式会社  
監査役(現任)

[重要な兼職の状況]

日本マニファクチャリングサービス株式会社 監査役

北京日華材創国際技術服務有限公司 監事

株式会社TKR 監査役

パワーサプライテクノロジー株式会社 監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

根本豊氏は、海外関係会社の経営管理に携わった豊富な経験な経験を有しており、高度な視点からの適切な監査機能を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、現在、当社の社外監査役であります、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

候補者番号

2

お お は ら た つ あ き

大原 達朗

(1973年12月11日生)

所有する当社の株式数…………… 5,000株

新任

【略歴、当社における地位】

|           |                                                      |           |                                   |
|-----------|------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------|
| 1998年 10月 | 青山監査法人プライスウォーターハウス 入所                                | 2010年 7月  | アルテ監査法人 代表社員 (現任)                 |
| 2004年 1月  | 大原公認会計士事務所 開設                                        | 2014年 10月 | 一般財団法人日本M&Aアドバイザー協会 代表理事／会長 (現任)  |
| 2004年 6月  | 株式会社さくらや 監査役                                         | 2017年 4月  | 日本マニファクチャリングサービス 株式会社 監査役 (現任)    |
| 2008年 6月  | 日本マニファクチャリングサービス 株式会社 (現 nmsホールディングス株式会社) 社外監査役 (現任) | 2018年 6月  | NMS VIETNAM CO.,LTD. Auditor (現任) |
| 2009年 4月  | アルテパートナーズ株式会社 代表取締役 (現任)                             | 2020年 9月  | ビジネス・ブレイクスルー大学 教授 (現任)            |

【重要な兼職の状況】

|                              |                             |
|------------------------------|-----------------------------|
| 日本マニファクチャリングサービス株式会社 監査役     | アルテパートナーズ株式会社 代表取締役         |
| NMS VIETNAM CO.,LTD. Auditor | 一般財団法人日本M&Aアドバイザー協会 代表理事／会長 |
| アルテ監査法人 代表社員                 | ビジネス・ブレイクスルー大学 教授           |

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大原達朗氏は、自ら経営する会社での経営コンサルティングや他企業への会計監査の経験を有しており、これら経験を活かし、会計面を中心に適切な監査機能を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、現在、当社の社外監査役であります、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって13年となります。

候補者番号

3

な が た の り ひ ろ

永田 典宏

(1951年 8月25日生)

所有する当社の株式数…

0株

新任

【略歴、当社における地位】

|          |                                   |           |                                              |
|----------|-----------------------------------|-----------|----------------------------------------------|
| 1979年 4月 | 味の素株式会社 入社                        | 2012年 6月  | 味の素株式会社理事退任                                  |
| 1999年 7月 | 味の素製油株式会社 出向 総務部長                 |           | 同社アドバイザー就任                                   |
| 2002年 6月 | 同社 取締役総務人事部長 兼 豊年味の素製油株式会社 管理副本部長 | 2012年 10月 | カルピス株式会社退社                                   |
| 2003年 7月 | 同社 取締役総務人事部長 兼 株式会社 J-OIL 社長室長    | 2013年 6月  | 味の素株式会社 アドバイザー退任                             |
| 2004年 7月 | 味の素株式会社 本社総務リスク管理部 部長             | 2014年 5月  | 日本マニファクチャリングサービス株式会社 (現 nms ホールディングス株式会社) 顧問 |
| 2007年 6月 | 同社 理事                             | 2014年 6月  | 当社 社外監査役 (現任)                                |
| 2008年 6月 | カルピス株式会社 社外常勤監査役                  | 2016年 3月  | 株式会社志摩電子工業 監査役 (現任)                          |
|          |                                   | 2019年 3月  | 合同会社NYコーポレーション 代表社員 (現任)                     |

【重要な兼職の状況】

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| 株式会社志摩電子工業 監査役 | 合同会社NYコーポレーション 代表社員 |
|----------------|---------------------|

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

永田典宏氏には、会社経営者としての見地・見識に基づき、経営判断に対して高度な視点から監督・監査機能を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、現在、当社の社外監査役であります、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 根本豊氏、大原達朗氏、永田典宏氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、根本豊氏、大原達朗氏、永田典宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合には、各氏と改めて当該契約を締結する予定であります。
4. 当社は、根本豊氏、大原達朗氏、永田典宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約にかかる保険料は、全額当社が負担しております。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

|     |                                                                  |                    |
|-----|------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 候補者 | <div>た な べ ゆ た か</div> <div>田 辺 豊</div> <div>(1950年9月22日生)</div> | 所有する当社の株式数…………… 0株 |
|-----|------------------------------------------------------------------|--------------------|

【略歴、当社における地位】

|          |                                                                    |          |                                                   |
|----------|--------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------|
| 1974年 4月 | ソニー株式会社 入社                                                         | 2007年 4月 | Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd.                    |
| 1992年 4月 | Sony Electronics Inc. Sony Technology Center-Pittsburgh Director 等 | 2009年10月 | KL Tec President                                  |
| 1998年10月 | ソニー宮株式会社 製造部長 等                                                    | 2012年 1月 | ソニーイーエムシーエス株式会社 帰任                                |
| 2002年11月 | Sony Technology (Malaysia) Sdn. Bhd. Director 等                    |          | 日本マニファクチャリングサービス株式会社 (現 nms ホールディングス株式会社) 顧問 (現任) |

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

田辺豊氏は、国内外におけるモノづくりビジネスの経験や会社経営者としての見識を有しており、当該見識に基づき、経営判断において高度な視点から適切な監査機能を果たしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田辺豊氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結するものとし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
4. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。
- 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となり、また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約にかかる保険料は、全額当社が負担しております

## 第6号議案

**取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2007年6月27日開催の第22期定時株主総会において、年額300百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役1名）となります。

上記報酬額は、固定の金銭報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準、人材確保等の観点を考慮しつつ取締役会で決定されており、相当であると考えております。なお、本総会後の取締役会において、「取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を以下【ご参考】に記載の内容に変更する予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

**【ご参考】****取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容の決定方針****(1) 基本方針**

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。）の報酬は、その役位に応じた額とすることをベースとし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、前年度業績及び新年度の業績見通しを踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。報酬は、確定額報酬としての金銭報酬及び非金銭報酬等により構成し、業績連動報酬等は支給しない。なお、期中において業績の悪化等、報酬額決定の前提条件に変化が生じた場合には、適宜報酬減額等の措置をとることとする。

**(2) 確定額報酬の個人別の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）**

当社の取締役の個人別の確定額報酬は、月例の報酬とし、取締役としての経営に対する責任の大きさ、在任年数、およびこれまでに培った豊富な経験、知見、洞察力、経営専門力等を活用した職務遂行への対価として、当社の業績、従業員給与の水準、また、取締役の人材確保のため、他社報酬レベルと比較して遜色ない水準とすることも考慮しながら、総合的に勘案して個別に決定するものとする。

**(3) 非金銭報酬等の個人別の内容の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）**

当社の取締役の個人別の非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与、及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中期経営計画を勘案し、役位に応じて付与するものとし、具体的付与額は、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定する。

譲渡制限は、譲渡制限中継続して当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了時点をもって解除する。ただし、任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間満了前に退任した場合には、譲渡制限を解除する株式の数及び解除時期を必要に応じて合理的に調整する。

譲渡制限期間満了前に正当でない理由により退任した場合等には、当社は割当株式を当然に無償で取得する。

**(4) 金銭報酬の額、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する事項**

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準より、取締役会が、目標値と外部環境を考慮した上で、事業年度ごとの業績向上と中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上のバランスを踏まえ、基本報酬及び非金銭報酬が適正な比率となるように決定することとする。

**(5) 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項**

取締役の報酬の総額は、各事業年度の業績に応じて、株主総会において承認された報酬の限度額の範囲内において、取締役会において決定し、個人別の報酬については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の金銭報酬の具体的報酬額の決定とする。なお、非金銭報酬は取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、当社の業績、従業員給与の水準、他社報酬レベルに係る情報を提示するものとし、上記の委任を受け代表取締役は、当該情報を考慮し、適正な範囲内において決定しなければならないものとする。

## 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

上記報酬額は、監査等委員である取締役の職責の重要性を勘案して決定されており、相当であると考えております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、この移行に伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件」の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の年間の総数は216,110株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該株式を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を20ページ【ご参考】に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」を条件として、効力を生じるものといたします。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### （１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割り当てを受けた日より当社又は当社のグループ会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社のグループ会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社のグループ会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が、正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社のグループ会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社のグループ会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

#### （ご参考）

本議案が承認可決されることを条件として、当社のグループ会社の取締役に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式報酬を付与する予定です。

以 上

(提供書面)

# 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）拡大により、急激な景気後退に見舞われましたが、先進国の大型財政出動や金融緩和策によって、期中に景気減速から回復への動きがみられました。足もとでは世界の各国で感染症のワクチン接種が急速に進んでおり、感染症の収束期待が高まりつつあるものの、変異型ウイルスの流行による、感染再拡大の動きもあり、不透明な状況が続いています。

わが国経済においても、感染症の影響による製造業における生産活動の停滞や、人の行動制限による消費の落ち込みなど、厳しい状況から持ち直しの動きもみられるものの、感染の再拡大や半導体等一部部材の供給不足等のリスク要因もあり、景気の先行きが見通せない状況で推移しております。

このような状況のもと、当社グループにおいては、従業員及びお客様の安全確保を最優先し、間接部門や営業部門についてはテレワークやリモートによる活動を推進、海外においても各国政府の要請に従い対応を図りながら、販管費の抑制に努めました。

また、経営環境改善時に備えた基盤強化策として、グループにおける事業構造改革を実行しており、引き続き、合理化、効率化を徹底的に進め、事業効率のよい体制への転換や抜本的コスト構造改革を行っています。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は54,856百万円（前連結会計年度比12.4%減）となり、営業利益689百万円（同25.1%減）、経常利益158百万円（同70.7%減）、感染症関連による休業手当等による特別損失395百万円、事業構造改革による特別損失92百万円等を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は735百万円（前連結会計年度は280百万円の利益）となりました。

今後も経済環境はさらに不透明感を増していく様相ですが、グループ間の事業シナジー創出に加え、事業構造改革により体質を強化し、次年度につながる取り組みを展開してまいります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

### 1) H S 事業（ヒューマンソリューション事業）

国内事業については、感染症の影響により減収となりましたが、製造派遣・製造請負事業における自動車関連事業等の回復影響とともに、徹底した経費見直しを行い、国内事業全体における固定費の抑制に努めたことにより、利益が改善しました。海外事業については、経済活動が早期に正常化した中国事業は回復傾向が続いたもののA S E A Nにおける感染症による稼働調整やインドネシア等における事業立ち上げに伴うコストの影響が残りました。

この結果、当セグメントの売上高は、19,135百万円（前連結会計年度比11.8%減）、セグメント利益は、874百万円（同26.1%増）となりました。

### 2) E M S 事業（エレクトロニクスマニファクチャリングサービス事業）

国内E M S 事業は、感染症影響とともに、一昨年から続いている米中貿易摩擦に起因した国内顧客の需要減少による影響がありました。海外E M S 事業は、中国・A S E A N・北中米において生産活動を展開しており、前年度から続く戦略投資の実行期にある中、世界規模での感染症拡大に伴う、各国政府方針によるロックダウンや外出禁止令、出入国制限等により、経済活動停滞の影響が大きく、全体としては販売が低調に推移しました。利益面では、重点施策として進めているベトナムおよびメキシコ拠点の先行投資コスト等も圧迫要因となりました。

なお、2021年1月にE M S 国内事業体制強化を目的としたグループ再編として、株式会社T K R（2021年1月1日付けで商号を株式会社テーケアールから変更）を存続会社とし、株式会社テーケアールマニファクチャリングジャパンを消滅会社とする吸収合併を行いました。これによりE M S 国内事業の経営効率を高めるとともに、国内外拠点連携によるワンストップソリューションの質をさらに上げ、企業価値向上を図っていく体制となりました。

この結果、当セグメントの売上高は、24,054百万円（前連結会計年度比11.1%減）、セグメント損失は、29百万円（前連結会計年度は33百万円の利益）となりました。

### 3) P S 事業（パワーサプライ事業）

P S 事業は、中国の生産拠点における、感染症に伴う生産活動停滞が早期に改善された一方、サプライチェーンの混乱や顧客の生産調整、在庫調整実施の影響を受け、販売が減少しました。しかしながら、前期において行った抜本的コスト構造改革による体質強化の効果に加え、さらなるコスト削減も実

行し、利益の確保に努めました。部材価格高騰に伴う価格是正効果があった前連結会計年度に対し大幅減益となったものの、体質強化策による実効もあり、次年度につながる基盤を構築しました。

この結果、当セグメントの売上高は、11,666百万円（前連結会計年度比15.9%減）、セグメント利益は、327百万円（同53.2%減）となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は1,116百万円で、その主なものはTKR MANUFACTURING VIETNAM CO.,LTD.及びTKR USA, Inc.並びにその生産拠点であるTKR de México S.A de C.V.に対して実施した設備投資等（建物及び機械装置）です。

### ③ 資金調達の状況

運転資金等の短期資金需要について、主に短期借入金による調達を実施しました。

当連結会計年度末現在の短期借入金残高は8,234百万円（前連結会計年度末比2,093百万円増）、長期借入金残高（1年以内返済分を含む）は6,759百万円（同875百万円減）となりました。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

### ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2021年1月1日を効力発生日として、当社完全子会社である株式会社TKR（同日付けで商号を株式会社テーケアールから変更）を存続会社とし、同じく当社完全子会社である株式会社テーケアールマニユファクチャリングジャパンを消滅会社とする吸収合併を行いました。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                  |       | 第33期<br>(2018年3月期) | 第34期<br>(2019年3月期) | 第35期<br>(2020年3月期) | 第36期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年3月期) |
|--------------------------------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高                                  | (千円)  | 54,172,349         | 57,759,364         | 62,611,297         | 54,856,858                      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) | (千円)  | 1,188,944          | 415,632            | 280,385            | △735,514                        |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)           | (円・銭) | 69.28              | 24.22              | 16.34              | △44.12                          |
| 総資産                                  | (千円)  | 26,496,633         | 29,462,672         | 33,470,166         | 31,507,110                      |
| 純資産                                  | (千円)  | 6,150,747          | 5,744,970          | 5,849,677          | 4,702,314                       |
| 1株当たり純資産額                            | (円・銭) | 336.76             | 334.13             | 340.18             | 281.71                          |

(注) 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。

第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分        |       | 第33期<br>(2018年3月期) | 第34期<br>(2019年3月期) | 第35期<br>(2020年3月期) | 第36期<br>(当事業年度)<br>(2021年3月期) |
|------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高        | (千円)  | 605,498            | 990,671            | 624,060            | 650,860                       |
| 当期純利益      | (千円)  | 115,747            | 409,872            | 126,515            | 174,324                       |
| 1株当たり当期純利益 | (円・銭) | 6.74               | 23.88              | 7.37               | 10.46                         |
| 総資産        | (千円)  | 8,956,066          | 11,721,854         | 12,984,808         | 15,204,937                    |
| 純資産        | (千円)  | 781,819            | 1,117,523          | 1,158,212          | 1,110,019                     |
| 1株当たり純資産額  | (円・銭) | 45.56              | 64.94              | 67.31              | 66.62                         |

(注) 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。

第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                                                          | 資本金          | 当社の議決権比率 | 事業内容                                   |
|--------------------------------------------------------------|--------------|----------|----------------------------------------|
| (連結子会社)<br>日本マニファクチャリングサービス株式会社                              | 100,000 千円   | 100.00%  | 製造派遣／製造請負、修理<br>カスタマーサービス及び<br>エンジニア派遣 |
| (連結子会社)<br>nmsロジスティクス&テクニカル<br>ソリューション株式会社                   | 55,000 千円    | 100.00%  | 物流 3 P L 受託及びテク<br>ニカル流通加工事業           |
| (連結子会社)<br>中基縦合（上海）人力資源服務<br>有限公司                            | 10,000 千人民元  | 100.00%  | 製造派遣及び技術者派遣                            |
| (連結子会社)<br>北京日華材創国際技術服務有限公司                                  | 31,225 千人民元  | 100.00%  | 製造派遣及び技術者派遣                            |
| (連結子会社)<br>NMS VIETNAM CO.,LTD.                              | 419 億ベトナムドン  | 100.00%  | 製造受託事業                                 |
| (連結子会社)<br>株式会社志摩電子工業                                        | 60,000 千円    | 100.00%  | 電子機器製造受託サービ<br>ス事業                     |
| (連結子会社)<br>SHIMA Electronic Industry<br>(Malaysia) Sdn. Bhd. | 5,500 千リングット | 100.00%  | 電子機器製造受託サービ<br>ス事業等                    |
| (連結子会社)<br>株式会社TKR                                           | 100,000 千円   | 100.00%  | 電子機器製造受託サービ<br>ス事業、車載関連部品の設<br>計・製造・販売 |
| (連結子会社)<br>TKR HONG KONG LIMITED                             | 25,000 千香港ドル | 100.00%  | 電子機器各種部品販売                             |

| 会社名                                                  | 資本金            | 当社の議決権比率 | 事業内容                             |
|------------------------------------------------------|----------------|----------|----------------------------------|
| (連結子会社)<br>中宝華南電子（東莞）有限公司                            | 27,985 千人民元    | 100.00%  | 電子機器製造受託サービス及び各種部品の設計・製造         |
| (連結子会社)<br>TKR MANUFACTURING<br>(MALAYSIA) SDN. BHD. | 10,000 千リンギット  | 99.60%   | 電子機器製造受託サービス及び各種部品の製造            |
| (連結子会社)<br>TKR PRECISION (MALAYSIA)<br>SDN. BHD.     | 4,800 千リンギット   | 100.00%  | 板金プレス加工及び金型修理・メンテナンス、工具等の制作      |
| (連結子会社)<br>TKR MANUFACTURING<br>VIETNAM CO.,LTD.     | 618 億ベトナムドン    | 100.00%  | 電子部品・自動車部品・その他部品の製造・販売           |
| (連結子会社)<br>TKR USA, Inc.                             | 3,000 千米ドル     | 100.00%  | メキシコ拠点における電子機器等の保管及び出荷管理         |
| (連結子会社)<br>TKR de México S.A de C.V.                 | 23,000 千メキシコペソ | 99.87%   | 車載関連部品の設計・開発・製造、電子機器製造受託及び修理サービス |
| (連結子会社)<br>パワーサプライテクノロジー株式会社                         | 325,000 千円     | 100.00%  | 電源及び電池マネジメントシステム関連製品の開発・設計・製造・販売 |
| (連結子会社)<br>中宝華南電子（佛山）有限公司                            | 28,209 千人民元    | 100.00%  | カスタム電源及びマグネットロールの開発・設計・製造・販売     |

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社17社を含む27社であります。
2. 当連結会計年度より、Power Supply Technology (Thailand) Co., Ltd.及びPOWER SUPPLY TECHNOLOGY (HONG KONG) CO., LIMITEDを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。
3. 2021年1月1日を効力発生日として、当社完全子会社である株式会社テーケイアールマニュファクチャリングジャパンを消滅会社とする吸収合併を行いました。
- また、合併効力発生日をもってその商号を株式会社テーケイアールから株式会社TKRに変更いたしました。

## (4) 対処すべき課題

### ① 感染症拡大がもたらす環境変化への対応

感染症による影響は経営環境の変化をもたらす新たな要因と認識しています。

当連結会計年度においては、主として感染症拡大による国内外経済活動の停滞及び為替変動における影響があり、翌連結会計年度においても、感染症による事業活動への影響は残るものと認識しております。

感染症は未だ世界の国・地域で終息に至っておらず、再拡大の動きを見せており、顧客・取引先の生産変動やサプライチェーンの停滞、人の往来制限による需要減少等が想定されます。これに対し、当社はグループ内相互生産サポート体制や人材リソースの多様化等を図るとともに、事業運営における生産性向上に向け、リモートワークや業務の電子化対応等の取り組みを継続推進し、一層の基盤強化を進めます。

また、不要不急の外出抑制による巣ごもり需要やリモートワーク勤務への取り組みが進む中、ＩＴ・ＡＶ機器分野では旺盛な需要継続に加え、新製品・新機種の市場投入もあり繁忙を維持する一方、自動車生産の回復により、半導体不足の問題が顕在化しています。グローバルで半導体供給網の見直しが進められているものの、幅広い業界における減産潜在リスクに加え、周辺部材の価格高騰にも波及するものと認識しております。この影響を最小限に抑えるため、部材調達リソースの多様化、顧客の生産変動に即応する当社グループのサプライチェーンマネジメントを強化し、グループ全体で機動的かつ柔軟に対応できる体制を整えてまいります。

翌連結会計年度も不透明な事業環境が続く様相ですが、当社グループにおいては、当連結会計年度に実行した基盤強化策の効果に加え、ＨＳ事業における請負比率拡大やＥＭＳ事業の新規量産立ち上げ、ＰＳ事業の殺菌・滅菌機器への電源製品需要拡大等を背景に、すべての事業セグメントで業績回復に転ずる見込みです。

引き続き、グループ全体で事業基盤の強化を進めるとともに、戦略投資の立ち上げや新規事業、新市場への参入も進め、売上・利益の確保に努めてまいります。

### ② 中期経営方針に基づく重点施策

技術革新によるグローバル化が進む中、市場はボーダーレス化し、地政学的リスクも絡み、世界経済は今後も目まぐるしく変化することが想定されます。

日本の製造業においては、技術力だけでなく、景況変動への機動的な対応力が求められる状況となっており、固定費の圧縮や事業の選択と集中に加え、ファブレス化への転換が進んでいます。雇用においても少子高齢化が進む中、外国人材の受け入れ・共生に関する政府施策を背景に、その推進が加速していくことが予想されます。

また、2020年に入り、感染症拡大に伴う世界経済への影響が顕在化しました。今後、世界各国・地域において、経済に留まらず、制度や仕組み、働き方等、様々な変化が想定され、企業の活動も柔軟かつ機動的な対応がより一層求められる状況に変化しています。

このような状況のもと、当社グループは中期経営方針「変化を好機に、攻めの施策で成長基盤を構築」を掲げ、独自のビジネスモデルである「人材ビジネスとモノづくりの融合」を基に、持続的成長を実現すべく、重点項目及び対処すべき課題として次の4点を掲げ、基盤強化と戦略投資の両輪による施策実行を進めています。

- H S 事業：人材リソースの多様化及びグループ内ノウハウを活用した請負・受託の拡大
- E M S 事業：製造業のファブレス化に即応する拠点戦略及び開発機能の強化
- P S 事業：製品ポートフォリオ見直し、抜本コスト構造改革による収益力強化及びグループリソース活用によるA S E A Nへの事業展開
- 持株会社体制の高度化

● H S 事業：人材リソースの多様化及びグループ内ノウハウを活用した請負・受託の拡大

少子高齢化が進む日本において、人材リソースの多様化は喫緊の課題です。外国人材の受け入れ・共生に関する政府施策を背景に、その推進が加速していくことが予想されます。これらを総合的、かつ、専門的に支援していくため、H S 事業においては外国人材の定着支援に資する業務の拡大を図ります。特に「外国人技能実習制度」\*において、技能実習生が必要とする日本語習得や文化の理解等の入国後教育研修受託に加え、実習生受け入れ先企業に対する総務支援サービスの提供等、2017年8月に教育研修受託及び業務支援専門会社を設立しその展開を行っています。

H S 事業は現在、中国、タイ、ベトナム、インドネシアなどアジア6ヵ国で人材ビジネスを展開するとともに、アジア各国の技能実習生送り出し機関と提携しています。感染症拡大により、当連結会計年度は海外各国・地域からの人の往来が制限されましたが、人材の多様化ニーズに変わりはなく、これまで培ったネットワークを活かし、受け入れ先企業へのニーズに合った提案・サービスの提供から技能実習生の母国帰国後の就業支援も行い、外国人技能実習制度に資する取り組みを進めます。

また、2018年労働者派遣法改正により2020年4月1日から施行された「同一労働同一賃金」を受け、今後、国内における人材派遣の在り方が変化していくものと予想しています。これに対応するため、当社は、単に労働力を提供するのではなく、高度人材の育成・派遣・定着の仕組みを強化します。その足掛かりとして、2020年1月にグループ内の技術者派遣事業の統合を行いました。今後も人材リソースの多様化を図りながら、継続的に当該事業の強化を行います。

加えて、請負・受託の事業規模拡大も進めています。これまでH S事業では、ものづくりの知見を活かし、請負・受託の実績を重ねてきました。製造業のファブレス化が進む中、グループ内E M S事業の製造受託ノウハウも融合させ、請負・受託の事業規模拡大を図るとともに、需要変動に耐え得る柔軟かつ強固な基盤を構築し、収益力強化への取り組みを進めます。

＊外国人技能実習制度：

開発途上国等に対する日本の国際貢献・国際協力の一環として創設された「外国人技能実習制度」です。日本の技術や技能を習得し、帰国後、母国の経済発展に寄与することを目的として、その国の人材を日本に一定期間（最長5年間）、外国人技能実習生として受け入れるものです。

● E M S事業：製造業のファブレス化に即応する拠点戦略及び開発機能の強化

E M S事業においては、これまで、中国、マレーシアに生産拠点を展開しグローバル生産体制を整えてきましたが、お客様の生産における市場・地域の分散化や、地産地消ニーズが高まる中、これらに即応できるグローバル生産体制の拡充が急務となっています。

このため、ベトナムにおいて、2018年5月に新会社を設立、2019年4月に工場を完成させ稼働を開始、2020年2月には第2工場建設に着手しました。また、アジアのみならず、北中米にも対象市場を拡げるべく、2019年3月にソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社）から同社の一部北中米事業を譲受し、北米・メキシコへの進出を果たしました。既存事業に加え、メキシコ生産拠点においては、新規事業となる車載関連部品の量産に向けた基板実装ラインの設置等、戦略投資の実行も進めており、さらなる事業の発展をめざします。

一方、当連結会計年度を基盤再構築実行の年と位置づけ、国内E M S事業の抜本的構造改革を実施しました。具体的には、2021年1月にE M S国内事業体制強化を目的としたグループ再編として、株式会社T K R（2021年1月1日付けで商号を株式会社テーケアールから変更）を存続会社とし、株式会社テーケアールマニュファクチャリングジャパンを消滅会社とする吸収合併を行いました。これによりE M S国内事業の経営効率を高めるとともに、国内外拠点連携によるワンストップソリューションの質をさらに上げ、企業価値向上を図っていく体制となりました。

また、新規事業としてシェアビジネスを立ち上げました。これまで、発展途上国において大量生産品を日本品質でより低価格で実現する「メガE M S」、熟成したマーケットにおける「オーダーメイド型E M S」を基本とし事業展開してきましたが、シェアビジネスはその双方を連動させ新たな価値創出を担う位置づけとなります。グローバルで展開するE M S事業体制を活用し、お客様から設計、調達、生産、物流などの業務の一部をお任せいただくことにより、固定費の大幅削減を可能とするソリューションの提供であり、長年培ってきた設計、製造、製造サービスのノウハウとインフラが整っているからこそできるサービスです。必要なものをより良い形で提案、提供することで、多くのお客様と強固なパートナーシップを築いてまいります。

前連結会計年度には、中国・東莞の生産拠点に商品設計開発機能を設置し活動を開始しており、グループ内生産拠点の設計開発・量産・自動化技術の横展開も行い、国内外で培った実績とノウハウを進化させ、E M S 事業全体の競争力強化を進めます。

● P S 事業：製品ポートフォリオ見直し、抜本コスト構造改革による収益力強化及び  
グループリソース活用によるアセアンへの事業展開

主軸の電源部品が立脚する複合機・複写機などドキュメント関連市場は、市場の成熟化もあり環境の変化が激しくなっています。安定した事業基盤の再構築が急務であり、そのためには新規市場への参入が急務となっています。このような状況のもと、感染症が拡大する中、産業機器メーカーによる殺菌・滅菌機器の開発・市場投入が進められており、電源製品の需要が拡大しています。産業機器分野への参入は電源製品の新たな価値を創出するものであり、この需要拡大を背景に、売上成長を伴った製品ポートフォリオの見直しを進めてまいります。

また、グループリソース活用による機動的な生産体制構築、A S E A Nでの事業展開も進めています。2018年1月11日付で「松阪工場」（松阪本社敷地内）を開設し、開発・製造が一体となったマザー拠点機能を強化しましたが、既存製品の生産は中国・広東省（佛山）にて一極集中生産を行っていることから、チャイナリスクや国際情勢の変化に対応すべく、2020年3月、タイに販売拠点を設置しました。加えて、P S 事業の販売体制一本化を目的として、2020年7月1日にPower Supply Technology (Hong Kong) Co.,Limitedを設立、TKR HONG KONG LIMITEDからP S 事業の販売機能及び資産を譲受し、2021年1月より事業を開始しております。

一方、当事業は原材料・部材の外部調達を行っており、その価格の変動による影響を受ける可能性があります。そのため、在庫水準の適正管理を徹底するとともに、引き続き抜本コスト構造改革を継続実行いたします。

開発、設計、試作から量産、市場投入までのさらなるスピードアップを図り、市場やお客様の新たなニーズに機動的に対応できる体制を構築し、事業全体の収益性向上を図ります。

● 持株会社体制の高度化

当社（持株会社）においては、持株会社体制の高度化を図るべく、持株会社の機能見直し・再定義を行っています。

具体的には、①グループ戦略機能 ②グループコントロール機能 ③企業責任遂行機能 ④専門サービス・オペレーション機能、の4つの観点で機能を定義し、必要に応じグループ内業務の重複解消や移管等を行い、グループ経営の最適化を図っています。

事業戦略と持株体制高度化戦略の実行を機動的に行うことで、企業価値・株主価値のより一層の向上をめざします。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

| 事業部門                                | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H S 事業 (ヒューマンソリューション事業)             | <p>国内／海外におけるマニファクチャリングサービス全般</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造事業 (受託・請負・派遣・紹介)</li> <li>・生産系エンジニアリング事業 (受託・派遣・紹介)</li> <li>・I T・設計開発エンジニアリング事業 (受託・派遣・紹介)</li> <li>・テクニカルサービス事業 (各種リペア・リワーク・解析等／カスタマーサービス全般)</li> <li>・ロジスティクスサービス事業 (3 P L／流通加工／派遣)</li> <li>・省力化装置事業</li> <li>・外国人技能実習制度に関わる入国後教育研修の受託及び実習生受け入れ先への業務支援</li> </ul> |
| E M S 事業 (エレクトロニクスマニファクチャリングサービス事業) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子機器製造受託サービス (基板実装、基板組立、簡易プレス、樹脂成型、組立 等)</li> <li>・電子機器修理サービス</li> <li>・車載関連機器・部品の設計・開発・製造</li> <li>・お客様とのシェアリングビジネス、これにかかる設計・開発・営業</li> <li>・スタートアップソリューション事業</li> </ul>                                                                                                                                |
| P S 事業 (パワーサプライ事業)                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・カスタム電源 (低圧電源、高圧電源) の開発・設計・製造・販売</li> <li>・マグネットロールの開発・設計・製造・販売</li> <li>・各種トランス (スイッチングトランス、高圧トランス) 開発・設計・製造・販売</li> <li>・電池マネジメントシステム関連製品の開発・設計・製造・販売</li> </ul>                                                                                                                                        |

## (6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

### 1. 当社

本社：東京都新宿区

### 2. 子会社

| 名 称                                            | 所在地            |
|------------------------------------------------|----------------|
| 日本マニファクチャリングサービス株式会社                           | 東京都新宿区         |
| nmsロジスティクス&テクニカルソリューション株式会社                    | 千葉県柏市          |
| 中基総合（上海）人力資源服務有限公司                             | 中華人民共和国        |
| 北京日華材創国際技術服務有限公司                               | 中華人民共和国        |
| NMS VIETNAM CO.,LTD.                           | ベトナム社会主義共和国    |
| 株式会社志摩電子工業                                     | 三重県志摩市         |
| SHIMA Electronic Industry (Malaysia) Sdn. Bhd. | マレーシア国         |
| 株式会社TKR                                        | 東京都大田区         |
| TKR HONG KONG LIMITED                          | 中華人民共和国香港特別行政区 |
| 中宝華南電子（東莞）有限公司                                 | 中華人民共和国        |
| TKR MANUFACTURING (MALAYSIA) SDN. BHD.         | マレーシア国         |
| TKR PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD.             | マレーシア国         |
| TKR MANUFACTURING VIETNAM CO.,LTD.             | ベトナム社会主義共和国    |
| TKR USA, Inc.                                  | アメリカ合衆国        |
| TKR de México S.A de C.V.                      | メキシコ合衆国        |
| パワーサプライテクノロジー株式会社                              | 三重県松阪市         |
| 中宝華南電子（佛山）有限公司                                 | 中華人民共和国        |

(注) 2021年1月1日を効力発生日として、当社完全子会社である株式会社テーケアールを存続会社とし、同じく当社完全子会社である株式会社テーケアールマニファクチャリングジャパンを消滅会社とする吸収合併を行いました。  
また、合併効力発生日をもってその商号を株式会社テーケアールから株式会社TKRに変更いたしました。

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分     | 従業員数 (人)       | 前連結会計年度末比増減   |
|----------|----------------|---------------|
| H S 事業   | 8,011 (421)    | 524名減 (93名減)  |
| E M S 事業 | 3,621 (397)    | 51名増 (122名減)  |
| P S 事業   | 721 (293)      | 90名減 (18名増)   |
| 全社 (共通)  | 25 (－)         | 4名減 (－)       |
| 合 計      | 12,378 (1,111) | 567名減 (197名減) |

(注) 1. 従業員数は就業員数であります。臨時雇用者数は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。

② 当社の使用人の状況

|             | 従業員数<br>(人) | 平均年齢<br>(歳) | 平均勤続年数<br>(年) | 平均年間給与<br>(千円) | 前事業年度末<br>増減 |
|-------------|-------------|-------------|---------------|----------------|--------------|
| 一 般 社 員     | 25          | 46.4        | 5.6           | 6,043          | 4名減          |
| 合 計 又 は 平 均 | 25          | 46.4        | 5.6           | 6,043          | 4名減          |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 上記従業員数には、臨時雇用者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

| 借入先                     | 借入金残高       |
|-------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 2,993,790千円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行       | 2,071,541千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 1,702,082千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 1,249,446千円 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 1,103,550千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 株式の状況 (2021年3月31日現在)

|                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 41,200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 21,611,000株 |
| (3) 株主数        | 3,978名      |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

| 株主名                                                    | 持株数 (株)   | 持株比率 (%) |
|--------------------------------------------------------|-----------|----------|
| 小野 文明                                                  | 3,596,000 | 21.58    |
| 兼松株式会社                                                 | 1,753,600 | 10.52    |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OM<br>NIBUS-MARGIN (CASHPB) | 1,058,900 | 6.35     |
| QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE)<br>S. A. 107704          | 591,600   | 3.55     |
| JPMBL RENOMURA INTERNATIONAL<br>PLC 1 COLLEQUITY       | 580,900   | 3.48     |
| 福本 英久                                                  | 440,000   | 2.64     |
| 塩澤 一光                                                  | 400,000   | 2.40     |
| nmsグループ社員持株会                                           | 262,700   | 1.57     |
| 内藤 征吾                                                  | 224,700   | 1.34     |
| 楽天証券株式会社                                               | 219,400   | 1.31     |

(注) 1. 当社は、自己株式を4,949,759株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年4月20日開催の取締役会において、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

|              |                          |
|--------------|--------------------------|
| ア. 取得対象株式の種類 | 当社普通株式                   |
| イ. 取得した株式の総数 | 500,000株                 |
| ウ. 取得価額      | 133,654,500円             |
| エ. 取得期間      | 2020年4月21日から2020年5月14日まで |

### 3 新株予約権の状況

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年5月17日開催の取締役会決議に基づき発行した第8回・第9回及び第10回新株予約権については、2020年6月5日をもって行使期間が満了し、消滅いたしました。

## 4 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                        |
|----------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 小野 文明 | 日本マニファクチャリングサービス株式会社 代表取締役<br>株式会社TKR 取締役<br>パワーサプライテクノロジー株式会社 取締役                                                                                  |
| 常務取締役    | 河野 寿子 | コーポレート本部長 兼 企画部長 兼 広報・IR部長<br>株式会社TKR 取締役<br>パワーサプライテクノロジー株式会社 取締役<br>株式会社志摩電子工業 取締役                                                                |
| 取締役      | 太田 聡  | 株式会社TKR 代表取締役<br>パワーサプライテクノロジー株式会社 取締役<br>TKR USA, Inc. President & CEO<br>TKR de México S.A. de C.V. President                                     |
| 取締役      | 渡辺 一博 | パワーサプライテクノロジー株式会社 代表取締役<br>株式会社TKR 取締役<br>株式会社志摩電子工業 取締役                                                                                            |
| 取締役      | 中村 亨  | 日本クレアス税理士法人 代表社員<br>株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング 代表取締役<br>株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A 代表取締役                                                                |
| 常勤監査役    | 根本 豊  | 日本マニファクチャリングサービス株式会社 監査役<br>株式会社TKR 監査役<br>パワーサプライテクノロジー株式会社 監査役<br>北京日華材創国際技術服務有限公司 監事                                                             |
| 監査役      | 大原 達朗 | 日本マニファクチャリングサービス株式会社 監査役<br>NMS VIETNAM CO.,LTD. Auditor<br>アルテパートナーズ株式会社 代表取締役<br>アルテ監査法人 代表社員<br>一般財団法人日本M&Aアドバイザー協会 代表理事／会長<br>ビジネス・ブレイクスルー大学 教授 |
| 監査役      | 永田 典宏 | 株式会社志摩電子工業 監査役<br>合同会社NYコーポレーション 代表社員                                                                                                               |

(注) 1. 取締役中村亨氏は、社外取締役であります。

2. 監査役は全て社外監査役であります。

3. 監査役大原達朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、社外取締役中村亨氏、常勤監査役根本豊氏、監査役大原達朗氏及び永田典宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当社と社外取締役中村亨氏及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分       | 員 数  | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種別の総額    |               |     |       |
|-----------|------|----------------|--------------|---------------|-----|-------|
|           |      |                | 基本報酬<br>(千円) | ストック<br>オプション | 賞与  | 退職慰労金 |
| 取締役       | 3名   | 78,856         | 78,856       | -             | -   | -     |
| (うち社外取締役) | 1名   | (3,600)        | (3,600)      | (-)           | (-) | (-)   |
| 監査役       | 3名   | 12,630         | 12,630       | -             | -   | -     |
| (うち社外監査役) | 3名   | (12,630)       | (12,630)     | (-)           | (-) | (-)   |
| 合 計       | 6名   | 91,486         | 91,486       | -             | -   | -     |
| (うち社外役員)  | (4名) | (16,230)       | (16,230)     | (-)           | (-) | (-)   |

- (注) 1. 千円未満は、切り捨てて表示しております。  
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 3. 上記支給人員には、無報酬の取締役（2名）は含まれておりません。

### ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2007年6月27日開催の第22期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の報酬等の額は、2008年6月24日開催の第23期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

### ③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、当社の業績、従業員給与の水準、他社報酬レベルに係る情報を考慮して、株主総会において承認された報酬の限度額の範囲内において、取締役会の委任を受けた代表取締役において決定されており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、その役位に応じた額とすることをベースとし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、前年度業績及び新年度の業績見通しを踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。報酬は、確定額報酬としての金銭報酬とするが、期中において業績の悪化等、報酬額決定の前提条件に変化が生じた場合には、適宜報酬減額等の措置をとることとする。

なお、今後は株主との利益意識を共有し、中長期的な視点での業績や株式価値を意識した経営への動機づけを一層重視する観点から、業績に連動する変動報酬や株式報酬を導入することを検討することとする。

- 2) 確定額報酬の個人別の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）  
 当社の取締役の確定額報酬は、月例の報酬とし、取締役としての経営に対する責任の大きさ、在任年数、およびこれまでに培った豊富な経験、知見、洞察力、経営専門力等を活用した職務遂行への対価として、当社の業績、従業員給与の水準、また、取締役の人材確保のため、他社報酬レベルと比較して遜色のない水準とすることも考慮しながら、総合的に勘案して個別に決定するものとする。
- 3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
 取締役の報酬の総額は、各事業年度の業績に応じて、株主総会において承認された報酬の限度額の範囲内において、取締役会において決定し、個人別の報酬については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の具体的な報酬額の決定とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、当社の業績、従業員給与の水準、他社報酬レベルに係る情報を提示するものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該情報を考慮し、適正な範囲内において決定しなければならないものとする。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の委任に関する事項  
 取締役会は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職務執行評価を行うには代表取締役が適していると判断し、代表取締役 小野 文明に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。
- ④ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額  
 該当事項はありません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等の関係

| 会社における地位 | 氏 名   | 他の法人等の重要な兼職の状況                                                                                                                                       |
|----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役      | 中村 亨  | 日本クレアス税理士法人 代表社員<br>株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング 代表取締役<br>株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A 代表取締役                                                                 |
| 常勤監査役    | 根本 豊  | 日本マニユファクチャリングサービス株式会社 監査役<br>株式会社T K R 監査役<br>パワーサプライテクノロジー株式会社 監査役<br>北京日華材創国際技術服务有限公司 監事                                                           |
| 監査役      | 大原 達朗 | 日本マニユファクチャリングサービス株式会社 監査役<br>NMS VIETNAM CO.,LTD. Auditor<br>アルテパートナーズ株式会社 代表取締役<br>アルテ監査法人 代表社員<br>一般財団法人日本M&Aアドバイザー協会 代表理事／会長<br>ビジネス・ブレイクスルー大学 教授 |
| 監査役      | 永田 典宏 | 株式会社志摩電子工業 監査役<br>合同会社NYコーポレーション 代表社員                                                                                                                |

- (注) 1. 日本クレアス税理士法人と当社において、税務相談等の顧問契約を締結しておりますが、取引額は僅少であります。  
 2. 次の法人は当社の子会社であります。  
 ・日本マニユファクチャリングサービス株式会社  
 ・株式会社志摩電子工業  
 ・株式会社T K R  
 ・北京日華材創国際技術服务有限公司  
 ・NMS VIETNAM CO.,LTD.  
 ・パワーサプライテクノロジー株式会社  
 3. 上記 1.、2 を除いた他の法人等の重要な兼職先との特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 会社における地位 | 氏 名   | 出席状況及び発言状況及び                                                                                                                                                           |
|----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |       | 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                             |
| 取締役      | 中村 亨  | 当期開催の取締役会17回のうち16回に出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地や豊富な企業経営の見識から、財務基盤確保の重要性について、また、ステークホルダーの観点からの情報発信等について、取締役会において積極的に発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性確保のための適切な役割を果たしております。 |
| 常勤監査役    | 根本 豊  | 当期開催の取締役会17回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、海外関係会社の経営管理に携わった豊富な経験から子会社管理についての意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性確保のための助言・提言を行っております。                                       |
| 監査役      | 大原 達朗 | 当期開催の取締役会17回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、主に各種施策に関し会計面での影響について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性確保のための助言・提言を行っております。                                   |
| 監査役      | 永田 典宏 | 当期開催の取締役会17回のうち16回、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、長年に亘る企業管理部門での勤務にて培われた専門的な知識や経験に基づき組織体制や事業計画の妥当性に関連する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性確保のための助言・提言を行っております。                |

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目                    | 第36期<br>2021年3月31日現在 |
|------------------------|----------------------|
| <b>【資産の部】</b>          |                      |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>21,658,210</b>    |
| 現 金 及 び 預 金            | 4,746,154            |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 10,300,146           |
| 製 造 仕 掛 品              | 1,152,791            |
| 仕 材 及 び 貯 蔵 品          | 546,250              |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 3,852,590            |
| そ の 他                  | 1,070,851            |
| 貸 倒 引 当 金              | △10,574              |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>9,796,014</b>     |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>7,890,096</b>     |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 3,240,505            |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 2,581,286            |
| 土 地                    | 1,166,687            |
| リ ー ス 資 産              | 333,873              |
| 建 設 仮 勘 定              | 58,012               |
| そ の 他                  | 509,732              |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>883,399</b>       |
| そ の 他                  | 883,399              |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,022,518</b>     |
| 投 資 有 価 証 券            | 17,365               |
| 関 係 会 社 出 資 金          | 65,940               |
| 繰 延 税 金 資 産            | 272,509              |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 222,309              |
| そ の 他                  | 450,514              |
| 貸 倒 引 当 金              | △6,119               |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>52,885</b>        |
| 社 債 発 行 費              | 52,885               |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>31,507,110</b>    |

| 科 目                          | 第36期<br>2021年3月31日現在 |
|------------------------------|----------------------|
| <b>【負債の部】</b>                |                      |
| <b>流 動 負 債</b>               | <b>17,460,639</b>    |
| 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 3,968,835            |
| 短 期 借 入 金                    | 9,037,190            |
| リ ー ス 債 務                    | 397,231              |
| 未 払 金                        | 1,906,819            |
| 未 払 費 用                      | 632,072              |
| 未 払 法 人 税 等                  | 172,010              |
| 未 払 消 費 税 等                  | 362,066              |
| 預 り 金                        | 388,436              |
| 賞 与 引 当 金                    | 427,327              |
| そ の 他                        | 168,647              |
| <b>固 定 負 債</b>               | <b>9,344,157</b>     |
| 社 債                          | 2,000,000            |
| 長 期 借 入 金                    | 5,956,696            |
| 繰 延 税 金 負 債                  | 63,784               |
| 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 297,239              |
| リ ー ス 債 務                    | 441,227              |
| そ の 他                        | 585,208              |
| <b>負 債 合 計</b>               | <b>26,804,796</b>    |
| <b>【純資産の部】</b>               |                      |
| <b>株 主 資 本</b>               | <b>5,470,873</b>     |
| 資 本 金                        | 500,690              |
| 資 本 剰 余 金                    | 527,182              |
| 利 益 剰 余 金                    | 5,486,514            |
| 自 己 株 式                      | △1,043,513           |
| <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>△777,291</b>      |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | △6,301               |
| 為 替 換 算 調 整 勘 定              | △770,990             |
| <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>8,732</b>         |
| <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>4,702,314</b>     |
| <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>       | <b>31,507,110</b>    |

連結損益計算書

(単位：千円)

| 科 目              | 第36期<br>2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで |            |
|------------------|-------------------------------------|------------|
|                  |                                     |            |
| 売上高              |                                     | 54,856,858 |
| 売上原価             |                                     | 48,110,784 |
| 売上総利益            |                                     | 6,746,073  |
| 販売費及び一般管理費       |                                     | 6,056,863  |
| 営業利益             |                                     | 689,210    |
| 営業外収益            |                                     | 196,563    |
| 営業外費用            |                                     | 726,834    |
| 経常利益             |                                     | 158,939    |
| 特別利益             |                                     |            |
| 固定資産売却益          | 25,572                              |            |
| 新株予約権戻入益         | 3,056                               | 28,628     |
| 特別損失             |                                     |            |
| 固定資産除却損          | 10,358                              |            |
| 事業構造改革費用         | 92,462                              |            |
| 新型コロナウイルス感染症関連損失 | 395,123                             | 497,944    |
| 税金等調整前当期純損失      |                                     | 310,377    |
| 法人税、住民税及び事業税     | 411,775                             |            |
| 法人税等調整額          | 13,754                              | 425,530    |
| 当期純損失            |                                     | 735,907    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失  |                                     | 393        |
| 親会社株主に帰属する当期純損失  |                                     | 735,514    |

# 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株主資本    |           |           |            |           |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|------------|-----------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式    | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高                   | 500,690 | 527,182   | 6,307,834 | △909,859   | 6,425,848 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |            |           |
| 剰余金の配当                        |         |           | △85,806   |            | △85,806   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)        |         |           | △735,514  |            | △735,514  |
| 自己株式の取得                       |         |           |           | △133,654   | △133,654  |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |            |           |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | －         | △821,320  | △133,654   | △954,974  |
| 当連結会計年度末残高                    | 500,690 | 527,182   | 5,486,514 | △1,043,513 | 5,470,873 |

|                               | その他の包括利益累計額      |                    |                   | 新株予約権  | 非支配<br>株主持分 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------------|------------------|--------------------|-------------------|--------|-------------|--------------|
|                               | その他有価証<br>券評価差額金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | その他の包括<br>利益累計額合計 |        |             |              |
| 当連結会計年度期首残高                   | △7,076           | △580,843           | △587,919          | 3,056  | 8,692       | 5,849,677    |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |                    |                   |        |             |              |
| 剰余金の配当                        |                  |                    |                   |        |             | △85,806      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)        |                  |                    |                   |        |             | △735,514     |
| 自己株式の取得                       |                  |                    |                   |        |             | △133,654     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 775              | △190,147           | △189,372          | △3,056 | 40          | △192,388     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 775              | △190,147           | △189,372          | △3,056 | 40          | △1,147,363   |
| 当連結会計年度末残高                    | △6,301           | △770,990           | △777,291          | －      | 8,732       | 4,702,314    |

# 計算書類

## 貸借対照表

| 科 目       | 2021年3月31日現在 |
|-----------|--------------|
| 【資産の部】    |              |
| 流動資産      | 11,900,476   |
| 現金及び預金    | 75,569       |
| 売掛金       | 442,277      |
| 前払費用      | 6,791        |
| 関係会社短期貸付金 | 11,280,371   |
| 未収入金      | 4,996        |
| その他       | 90,470       |
| 固定資産      | 3,251,575    |
| 有形固定資産    | 43,560       |
| 建物        | 39,664       |
| 工具、器具及び備品 | 3,895        |
| 無形固定資産    | 1,098        |
| ソフトウェア    | 1,098        |
| その他       | 0            |
| 投資その他の資産  | 3,206,916    |
| 関係会社株式    | 2,785,622    |
| 関係会社長期貸付金 | 360,000      |
| 繰延税金資産    | 5,151        |
| 敷金及び保証金   | 56,132       |
| その他       | 10           |
| 繰延資産      | 52,885       |
| 社債発行費     | 52,885       |
| 資産合計      | 15,204,937   |

(単位：千円)

| 科 目      | 2021年3月31日現在 |
|----------|--------------|
| 【負債の部】   |              |
| 流動負債     | 6,841,921    |
| 買掛金      | 382,942      |
| 短期借入金    | 6,211,672    |
| 未払金      | 210,642      |
| 未払費用     | 4,526        |
| 未払消費税等   | 20,865       |
| 預り金      | 6,416        |
| 賞与引当金    | 4,855        |
| 固定負債     | 7,252,996    |
| 社債       | 2,000,000    |
| 長期借入金    | 5,252,996    |
| 負債合計     | 14,094,917   |
| 【純資産の部】  |              |
| 株主資本     | 1,110,019    |
| 資本金      | 500,690      |
| 資本剰余金    | 336,795      |
| 資本準備金    | 196,109      |
| その他資本剰余金 | 140,686      |
| 利益剰余金    | 1,316,047    |
| その他利益剰余金 | 1,316,047    |
| 繰越利益剰余金  | 1,316,047    |
| 自己株式     | △1,043,513   |
| 純資産合計    | 1,110,019    |
| 負債・純資産合計 | 15,204,937   |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 損益計算書

(単位：千円)

| 科 目          | 2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで |         |
|--------------|-----------------------------|---------|
|              |                             |         |
| 売上高          |                             | 650,860 |
| 売上総利益        |                             | 650,860 |
| 販売費及び一般管理費   |                             | 481,103 |
| 営業利益         |                             | 169,756 |
| 営業外収益        |                             | 176,795 |
| 営業外費用        |                             | 97,174  |
| 経常利益         |                             | 249,377 |
| 特別利益         |                             | 3,116   |
| 税引前当期純利益     |                             | 252,494 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 78,950                      |         |
| 法人税等調整額      | △780                        | 78,170  |
| 当期純利益        |                             | 174,324 |

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |           |              |             |                             |             |            |            | 新株予<br>約権 | 純資<br>産計  |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|------------|-----------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金                       |             | 自己株式       | 株主資本<br>合計 |           |           |
|                         |         | 資本<br>準備金 | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |            |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 500,690 | 196,109   | 140,686      | 336,795     | 1,227,529                   | 1,227,529   | △909,859   | 1,155,155  | 3,056     | 1,158,212 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |             |                             |             |            |            |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |              |             | △85,806                     | △85,806     |            | △85,806    |           | △85,806   |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |             | 174,324                     | 174,324     |            | 174,324    |           | 174,324   |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |              |             |                             |             | △133,654   | △133,654   |           | △133,654  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |              |             |                             |             |            |            | △3,056    | △3,056    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -         | -            | -           | 88,517                      | 88,517      | △133,654   | △45,136    | △3,056    | △48,193   |
| 当 期 末 残 高               | 500,690 | 196,109   | 140,686      | 336,795     | 1,316,047                   | 1,316,047   | △1,043,513 | 1,110,019  | -         | 1,110,019 |

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

n m s ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 見 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 文 隆 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、n m s ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、n m s ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

n m s ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 見 印  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 文 隆 印  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、n m s ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

nms ホールディングス株式会社

監 査 役 会

常 勤 監 査 役 根 本 豊 ⑩  
(社外監査役)

監 査 役 大 原 達 朗 ⑩  
(社外監査役)

監 査 役 永 田 典 宏 ⑩  
(社外監査役)

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場

東京オペラシティタワー 7階 第2会議室  
(7階へは、2階よりいずれのエレベーターでもお越しいただけます。)  
東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 電話 (03) 5333-1711

交通

京王新線 | (都営新宿線乗り入れ)「初台駅」 | 東口より徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。